

法務省人定訓第 1 号

本省局部課長
所管各庁の長

法務省定員規則（平成 13 年法務省令第 16 号）第 2 条の規定に基づき、法務省定員細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 29 年 4 月 1 日

法務大臣 金 田 勝 年
（公印省略）

法務省定員細則の一部を改正する訓令
法務省定員細則（平成 13 年法務省人定訓第 80 号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

第 1 項の表を次のように改める。

区		分	定 員	備 考
本省	内部部局	大臣官房	379人	1 事務次官 1 人及び秘書官 1 人を含む。 2 うち、60人は、司法法制部の定員とし、司法法制部の定員のうち、6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。
		民事局	92人	
		刑事局	60人	

	矯 正 局	73人	
	保 護 局	34人	
	人 権 擁 護 局	24人	
	訟 務 局	74人	
	入 国 管 理 局	140人	
	小 計	876人	
施 設 等 機 関	法務総合研究所	88人	
	矯正研修所	54人	うち、24人は、 支所の定員とする。
	刑 務 所 ・ 少 年 刑 務 所 及 び 拘 置 所	19,649人	
	少 年 院	2,462人	
	少 年 鑑 別 所	1,198人	
	婦 人 補 導 院	2人	
	入 国 者 収 容 所	210人	
	小 計	23,663人	
	地 方 支 分 部 局	法 務 局 及 び 地 方 法 務 局	8,835人
矯 正 管 区		235人	
地 方 更 生 保 護 委 員 会		294人	

		保護観察所	1, 521人	
		地方入国管理局	4, 264人	
		小計	15, 149人	
		検察庁	11, 806人	
		本省計	51, 494人	
公安審査委員会	内部部局	事務局	4人	
公安調査庁	内部部局	総務部	77人	長官1人及び次長1人を含む。
		調査第一部	117人	
		調査第二部	165人	
		小計	359人	
	施設等機関	公安調査庁研修所	7人	
	地方支分部局	公安調査局	1, 243人	
	公安調査庁計		1, 609人	
法務省合計			53, 107人	

附 則

- この訓令は、平成29年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の法務省定員細則第1項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

--	--	--	--	--

区 分	期 間	定 員
刑 務 所 ・ 少 年 刑 務 所 及 び 拘 置 所	平成29年9月30日までの間	19,627人
少 年 院	平成29年9月30日までの間	2,463人
少 年 鑑 別 所	平成29年9月30日までの間	1,202人
法 務 局 及 び 地 方 法 務 局	平成29年9月30日までの間	8,850人
検 察 庁	平成29年12月31日までの間	11,820人